

まちの財政状況を見る

平成 25 年度「財政指数および健全化判断比率」

県や市町村の財政を適正に運営することを目的として、平成 19 年度決算から財政健全化に関する各指標(成績)の公表が法律(財政健全化法)で義務付けられています。

将来を考えたお金の
使い方が大切なんだ！



■財政健全化法とは？

健全化判断比率の指標を「早期健全化基準」と「財政再生基準」に照らし合わせて財政状況をチェックするとともに、国民健康保険事業などの特別会計や水道事業などの企業会計も合わせた決算もチェックして、町の財政状況をより明らかにしようとする法律です。

※町の財政を 5 人家族（会社勤めのお父さん、パートで働くお母さん、学校に通う子ども 2 人と年金暮らしのお婆ちゃん）の家計に例えて表してみました。

■財政の健全度を判断する 4 つの指標（成績）

1 実質赤字比率（じっしつあかじひりつ）

一般会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合

● 鶴田町は……6.40%（24 年度は 6.68%）
（早期健全化基準△ 15.0%・財政再生基準△ 20.0%）

※家計に例えると……お父さんにかかった年間の費用の赤字が、家族の年収（会社収入＋パート収入＋おばあちゃんの年金＋子ども手当）に占める割合

2 連結実質赤字比率（れんけつじっしつあかじひりつ）

町の全会計（一般会計＋特別会計）の赤字が標準財政規模に占める割合

● 鶴田町は……20.06%（24 年度は 21.16%）
（早期健全化基準△ 20.0%・財政再生基準△ 30.0%）

※家計に例えると……家族全員分にかかった年間の費用の赤字が、家族の年収に占める割合

※「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、赤字の場合「△」で表示し、赤字がない（黒字又は収支均衡）場合は正数で表示しています。（鶴田町は正数なので赤字ではありません!!）

3 実質公債費比率（じっしつこうさいひりつ）

町の一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合

● 鶴田町は……13.5%（24 年度は 14.4%）
※この比率は 18%以内が望ましいとされています。
（早期健全化基準 25.0%・財政再生基準 35.0%）

※家計に例えると……年間にお父さんが借金を返済する金額の、家族全員分の年収に占める割合

4 将来負担比率（しょうらいふたんひりつ）

町の一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

● 鶴田町は……166.1%（24 年度は 177.3%）
（早期健全化基準 350.0%）

※家計に例えると……将来にわたりお父さんの支払う借金の総額が、家族全員分の年収に占める割合

■早期健全化基準をオーバーすると？

財政のイエローカードです。財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を行います。

■財政再生基準をオーバーすると？

財政再生団体となり事実上破たんです。財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組むことになります。総務大臣の許可がなければ地方債の起債（借金）ができなくなります。また、税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しをせざるを得なくなります。

平成 25 年度 鶴田町財政状況等一覧表

◎財政状況を詳しく見てみましょう。

（単位：百万円）

1 一般会計等の財政状況

（単位：百万円）

会 計 名	歳入	歳出	形式 収支	実質 収支	他会計等 からの繰入金	地方債 現在高	債務負担 行為に基づく 支出予定額
一 般 会 計	6,091	5,811	279	256	16	5,052	16
学校給食特別会計	60	60	0	0	0	0	0
一般会計等 計	6,151	5,871	279	256		5,052	16

※標準財政規模

3,998

※標準財政規模：町が 1 年間に自由に使える財源（お金）の標準的な規模を表します。

2 公営企業会計等の財政状況

(単位：百万円)

会 計 名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額 / 不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備 考
水道事業会計	278	324	△ 46	166	3	1,427	61	法適用企業(※)
下水道事業会計	395	411	△ 16	260	402	6,925	6,288	法適用企業
国民健康保険事業特別会計	2,239	2,158	81	81	186	0	0	
介護保険事業特別会計	1,639	1,600	39	39	265	128	128	
後期高齢者医療事業特別会計	121	121	1	1	57	0	0	※法適用企業とは、 地方公営企業法を適用している公営企業のこと。
計				546		8,480	6,477	

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位：百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額 / 不足額 (実質収支)	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備 考
青森県市町村総合事務組合	784	766	18	18	0	0	
青森県市町村職員退職手当組合	13,392	13,374	18	18	0	0	
西北五広域福祉事務組合	267	258	9	5	25	3	
西北五環境整備事務組合	1,029	986	43	43	305	244	
津軽広域水道企業団(津軽事業部)	2,192	376	1,816	1,816	3,916	0	法適用企業
五所川原地区消防事務組合	2,391	2,352	39	39	160	135	
青森県交通災害共済組合	202	193	9	9	0	0	
つがる西北五広域連合	112	101	12	12	0	0	
つがる西北五広域連合病院事業会計	7,075	5,294	1,781	1,781	6,037	400	法適用企業
青森県後期高齢者医療広域連合	483	453	30	30	0	0	
青森県後期高齢者医療特別会計	154,969	149,805	5,164	5,163	0	0	
計				8,932	10,442	782	

4 地方公社・第三セクター等の経営状況および地方公共団体の財政的支援の状況

(単位：百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産または正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの損失補償にかかる債務残高	一般会計等負担見込額
鶴の里振興公社	1	48	18	2	0	—	—
計			18	2	0	—	—

5 充当可能基金の状況

(単位：百万円)

充当可能基金名	平成 24 年度 決算 A	平成 25 年度 決算 B	差引 B - A
財政調整基金	137	284	147
減債基金	122	122	0
その他充当可能基金	231	319	88
充当可能基金 計	491	726	235

(注意)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金および不動産等は含まない。



6 財政指標の状況 (※上記の状況を国の法律に基づき算定した結果)

(単位：%「財政力指数を除く」)

財政指標名	平成 24 年度 決算 A	平成 25 年度 決算 B	差引 B - A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成 24 年度 決算 A	平成 25 年度 決算 B	差引 B - A
実質赤字比率 (赤字の場合△)	6.68	6.40	△ 0.28	△ 15.00	△ 20.00	水道事業会計	99.9	59.8	△ 40.1
連結実質赤字比率 (赤字の場合△)	21.16	20.06	△ 1.10	△ 20.00	△ 30.00	下水道事業会計	233.7	264.1	30.4
実質公債費比率	14.4	13.5	△ 0.9	25.0	35.0				
将来負担比率	177.3	166.1	△ 11.20	350.0					
財政力指数	0.22	0.23	0.01			(注意) 上記の「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営企業を除き、一律△ 20%である(公営企業は 0%)。			
経常収支比率	96.0	94.6	△ 1.4						

(注意)「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は、赤字の場合「△」で表示し、赤字がない(黒字または収支均衡)場合は正数で表示している。